

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定に基づき、平成23年度労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

1 調査の目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成するため。

2 調査の範囲

(1) 地域 和歌山県全域

(2) 産業 日本標準産業分類（平成19年11月改定）のうち次の産業分類とする。

D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業、郵便業、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）

3 調査事項

- (1) 事業所の現況
- (2) 賃金、労働時間
- (3) 定年制
- (4) 育児・介護休業制度等
- (5) パートタイム労働者
- (6) 公益通報者保護法
- (7) 人事・労務管理

4 調査期日

平成23年7月31日現在で実施

5 調査の方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式とする。

6 報告義務者

県内に所在する以下の民営事業所

- ① 常用雇用者が30人以上の全事業所（ただし、県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- ② 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち、産業分類別は無作為に抽出した600事業所